



FAR AND WIDE

米国輸出規制

米国の輸出管理と経済制裁の規制は、多くの異なる連邦行政機関の管理下で広範囲にわたっており、その影響が国外に及ぶことが少なくありません。グローバルに事業を展開する企業にとって、M&A、外国人との交流、また、国境を越えた商品、サービス、テクノロジー、資本の移動など様々な場面においてコンプライアンスは大きな課題となり得ます。これらの規制に違反すると、企業や個人の刑事責任が問われる、巨額の罰金が課される、輸出の停止や連邦政府と契約する権利の停止等の行政処分を課せられる、などの深刻な不利益を被る可能性があります。特に、外国人従業員や訪問者等に技術データを提供することは、これらの規制に違反する可能性があるのでご注意ください。

バーンズ & ソーンバークでは、アーリーステージの企業、中小企業、大規模な多国籍企業、大学などの幅広い層のクライアントに輸出管理と制裁に関するコンプライアンス、ライセンス供与、法執行、およびポリシーに関する包括的なアドバイスを提供しています。クライアントの業種は、防衛関連やハイテクから消費財まで多岐にわたっています。

当部門の弁護士にはFederal Publications Seminarにおいて輸出規制に関する講師を務める者もあり、これらも教育活動も法務サービスに活かされています。クライアントが輸出規制と制裁に関するコンプライアンスについて理解しリスクを軽減するため、以下のようなサービスを提供しています。

- 政府の精査に耐えるよう設計された輸出コンプライアンスプログラムの開発と実施
- 契約上の保証、テクノロジー管理のプラン、取引および顧客のスクリーニング手順の作成
- 社内トレーニングの提供
- 社内におけるコンプライアンスの検査、レビューの実施または指導
- 輸出管轄および分類の評価、物品裁定 (CJ)、商品分類の請求の作成
- ライセンスおよび契約の適用

バーンズ & ソーンバークをお選びいただく理由

- さまざまな業種に対応
- 多岐に渡る法務サービス
- コストパフォーマンス重視
- クオリティの高い法務サービスの提供

関連分野

国際法務

国際貿易

また、必要に応じて、コンプライアンス違反の疑いに関する定期的な監査および内部調査を実施または指導し、自主的開示の作成、管理をいたします。輸出や制裁に関する規制の違反に関する自主開示に関する多くの案件取り扱いっており、企業間の取引でコンプライアンス問題が発生した場合、当該取引の潜在的な影響およびリスクや責任の配分についてアドバイスを提供しています。

当局の調査や訴追の対象となった場合、連邦裁判所での行政執行および訴訟での防御に豊富な経験を持つ当部門弁護士がお手伝いいたします。大規模で注目度の高い事件については当事務所のホワイトカラー犯罪・調査部門および政府サービス部門とも連携をして対応をさせていただきます。輸出管理分野では、以下に関する幅広い実績があります。

- 国際武器取引規則 (ITAR) および輸出管理規則 (EAR) におけるデュアルユースの製品、サービス、およびテクノロジーの輸出
- 中国や中東などの慎重に対応する必要がある国や地域への輸出と再輸出
- イラン、シリア、スーダン、キューバ、ロシア等の特定の国における外国資産管理、テロ対策、その他の外交政策統制
- みなし輸出に関する問題 (外国人を雇用に伴い生じる問題)
- ITARに関するEmpowered Officialsの登録
- 事業所有権、管理権を譲渡する際の国防貿易管理局 (DDTC) への60日事前通知や対米外国投資委員会 (CFIUS) への自主的な通知を要する外国籍の者による買収等
- 国内外を問わず、買収の対象会社の過去の違反に関する承継人の責任を負うリスクを査定するデューデリジェンスの実施
- 反ボイコットのコンプライアンス
- エンドユース/エンドユーザーの管理 (外国軍隊がエンドユーザーである場合等の対応)
- 米国愛国者法、マネーロンダリング防止法および海外腐敗行為防止法

弁護士



**リンダ ワイン
バーグ**
パートナー

P 202-408-6902
F 202-289-1330



山本真理
パートナー

P 312-214-8335
F 312-759-5646



前田千尋
オブ・カウンセル

P 312-214-2107
F 312-759-5646